

今号のテーマ ダンプ表示番号「ゼッケン」について

ダンプ表示番号（ゼッケン）は、国土交通省の「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（ダンプ規制法）」により、指定の大型車両への設置が義務付けられています。今号では、ゼッケンの表示目的と表示が示す意味について解説します。

 ゼッケン表示の目的

土砂等を運搬するダンプカーは一般の乗用車よりも大きく、事故が起こった場合に大きな事故につながりやすい車両です。ダンプ規制法が定められた昭和42年当時が多発していたダンプカーによる事故の防止を目的として、車両の特定をしやすくすることと、事業者とドライバーへ安全意識を高めてもらうために土砂を運搬する大型車両（最大積載量が5,000kgまたは車両総重量が8,000kgを超える車両）にゼッケン表示が義務付けられました。

 ゼッケン表示の意味

ゼッケンの左側には、その車両が登録される運輸支局または検査登録事務所の地名が2文字で表示されます。右側には最大5桁の番号が表示されますが、この番号は事業の種類ごと届出順に指定されます。地名と番号の間には、その車両を使用する会社の事業に応じて、届け出上の挙証書類の有無が確認された上で、下表の7種類のいずれかの丸囲い文字が表示されます。

表示	事業種別	届出上の挙証書類
営	一般貨物運送事業	無し
石	採石業	採石法による登録の写し
砕	碎石業	大気汚染防止法による粉じん発生施設の設置等の届出書の写し、碎石のための設備に係る登記簿謄本
砂	砂利採取業	砂利採取法による登録の写し
販	砂利販売業	砂利の山元又は買主との売買契約書又は仮契約書の写し、商工会議所、市町村等による事業内容証明書又は納税証明書
建	建設業	建設業許可証の写し
他	産業廃棄物業、生コン製造業 等	廃棄物処理業については、廃棄物処理法による許可書の写し、生コン製造業については、当該設備に係る登記簿謄本等